

令和4年9月5日（月曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	2 番	池 内 弘 道	3 番	浅 野 修 一
4 番	宮 川 徳 光			6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

5 番 濱 村 美 香

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	徳 廣 誠 司
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	渡 邊 健 心
まちづくり課長	金 子 伸	産 業 推 進 室	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	清 水 幸 賢	監 査 委 員	松 田 博 和

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あ ゆ み

令和4年9月第24回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和4年9月5日 9時00分 開議

日程第1 議案第12号から第39号まで

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

令和4年9月5日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

欠席者の報告を致します。

濱村美香君から欠席の届け出が出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第39号、損害賠償の額を定め和解することについてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

本案についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

中島君。

1 番（中島一郎君）

歳入歳出決算書の89ページの、13の使用料及び賃借料、そして14の工事請負費、18の負担金補助及び交付金について、4問について質問を致します。

89ページの上段にあります使用料及び賃借料、この中で、右の備考欄に土地と建物の明細がありますが、これをちょっと調べていく中で、業務報告書の85ページの中段から下の分に定住促進住宅川奥1、それから定住促進住宅川奥1という形で、これは宅地と木造の平屋建ての明細が載っております。

これから、85、86、87の上段2つまでが同じような形で記載をされておりますが、これが34戸分になると思われます。

そしたらですね、これの借料は全部固定資産税相当額という形で記入をされているわけですが、この金額を気にしなければ非常にいいわけですが、これがどこに決算書の中で記載をされているかといいますと、多分この89ページの土地、その下に建物というのがありますが、この中に392万9,029円になっております。多分この中に含まれていると思いますが、これはせっかくここで土地と建物とに区分しているのに、業務報告書で。どうしてここに一括されているのか。このあたりのちょっと数字が分かりません。

そして、2番と致しまして、次の14の工事請負費。下の段に学生向け空き家改修賃貸住宅耐震改修工事、繰

越明許 2,769 万 8,000 円というのがありますが。これは多分、大方高校の分だと思いますが、この工事の概要を教えてください。

そして、ここに、この項目の中で不用額が使用済額 7,818 万 8,000 円に対して、不用額が 3,371 万 2,000 円出ております。これも全体で言いますと 30 パーセントの不用額になりますが、この説明。

そして最後に、18 の負担金補助及び交付金。ここにも不用額が 854 万 2,659 円計上されておりますけど、この 89 ページの下欄、ここに流用が 3 回行われておりまして、この合計額が 448 万 8,000 円になります。不用額と、ここで流用した事務の流れというか。

このへんにちょっと疑問を持ちましたので、この 4 点について質問致します。

(議長から「3 点、4 点」との発言あり)

すいません、ちょっと説明が悪かったのかも分かりませんが。

定住促進住宅の土地、建物の内訳がどこで分かるのか。

そして、次に、学生向け空き家改修賃貸住宅耐震改修工事。この工事概要。

そして、14 の工事請負費の不用額 3,371 万 2,000 円について。

最後に、18 の負担金補助及び交付金の流用合計額 448 万 8,000 円がありますが、その中で、最終的には不用額がこれに倍する 854 万 2,659 円が計上されてますので、この 4 件です。

議長 (小松孝年君)

4 点ですね、はい。

企画調整室長。

企画調整室長 (徳廣誠司君)

それでは中島議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、13 の使用料及び賃借料、土地、建物の内訳の違いはということでございますけども。

土地に関しては、移住者協力隊の支援、その他の土地借上料、あと、集落活動センターであいの里蜷川の土地の賃借料となっております。

建物に関しましては、中島議員言われたように、定住促進住宅の賃借料 34 件分というふうになっております。

それから、次の学生向け改修賃貸住宅耐震改修工事等でございますけども、これも大方高校の寄宿舎として整備をする、それに対して定住促進事業を使って工事したそのものというふうになっております。

その次に、14 の工事の不用額ということでございますけども、これに関しましては、全額定住促進ということになっています。予算として 1 億 1,190 万計上しておりましたけども、そのうち 6 件を改修、残りの約 3 件分を不用額として、ここに計上してるものでございます。

それから、18 款に関しての流れということでございますけども、こちらに関しては流用する部分に企画調整室、また地域住民課、また同様にまちづくり課、この 3 課、室がこの費目の中であります。そこで、予算執行する際にそれぞれの枠があって、そこの中で足りなくなったものをここで流用しているという形になっていきますので、不用額が出た中でこういう形になっております。

ただ、これに関してはもう少し調整をして、流用をできるだけなくするということはしていかななくてはならないと考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

中島君。

1 番 (中島一郎君)

今、課長から説明がありましたけど、定住促進住宅の土地、建物の件、それがここの、多分課長は116ページの
上段の92万596円、業務報告書ですよ。業務報告書のここに載ってるわけですが。

私はここをずっと調べていく中で、最初に申し上げたように、この85ページの土地、建物と賃借明細。この
定住住宅の分は固定資産税相当額、これに全部、34件、その倍の68件がこういう形になっちゃうがですね。

これは担当の方で分かるかも分かりませんが、私どもにしては数字を載せていただきたい。そしたら積
算してどこの部分と決算書と合わせるか、すぐに調整できるわけです。

ほんやけん、書き方としては上段に、例えばその固定資産税相当額と書いて、下へ金額を書く。そしたらず
うっと34件分がそれで明快に分かりますので、ぜひそういう書き方をしていただきたい。ひとつお願いをして
おきます。

そして、一番最後のあの流用の件。これ行政として3課が執行しているのという話がありましたけど、ま
あ、これ予算は1つです。そのへんはもうちょっと吟味してですね、慎重な予算執行をして。監査委員の
方からも、不用額については3パーセントから5パーセントであるので、その中で5パーセントで収まってい
るので問題はありませぬというふうに書き切っているわけですが、このへんはやっぱり慎重な執行をお
願いしておきます。

議長（小松孝年君）

ほかに質問、質疑はありませんか。2款。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

中島君。

1 番（中島一郎君）

たびたび申し訳ありません。

217 ページの 11 役務費、ここですね、不用額が 264 万 1,691 円出てるわけですが、これをちょっと調査してみますと、例えば私の考え方ではこの修学旅行手数料、ここが何かの原因があったがではないかと思います。

というのは、当初予算で 9 万 2,000 円計上して、それから第 6 号の令和 4 年 3 月の補正で 235 万 8,000 円計上していたわけですね。そこが多分未処理の形になって、この不用額が算出されていると思うんですが。

その理由をお願い致します。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは中島議員の、この 11 節の不用額の内容についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、修学旅行のキャンセル料の不用額と致しまして 208 万 9,000 円が残となっております。当初、9 万円の当初予算でございましたが、それを増やしまして、コロナの関係の部分で最大限、修学旅行が直前のキャンセルとなったときの部分を考慮致しまして組まさせていただきました。

しかしながら、大方中学校とそれから佐賀中学校、それから佐賀地区の 8 校連合の小学校の、このキャンセルが生じたわけでございますが、これが 20 日前とか 1 週間前という形で事前にキャンセルを決定致しましたので、そこでこの最大限の金額ほど要らなくなりまして、できるだけ早めにキャンセルを行ったことによりまして残額が生じたものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

1 番（中島一郎君）

すいません、ちょっと理解が十分できてなかったがですけど。

そしたら、令和 4 年 3 月 4 日の第 6 号に、この今私が言いましたように 235 万 8,000 円計上していますよね。

これは多分、この時点でしたがはどういう理由になるわけですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、3 月の補正の部分のときということでございました件につきましてお答えをさせていただきます。

大方中学校は 3 月 17 日から 3 月 19 日に行うということになってました。佐賀中学校が 3 月 15 日から 3 月 18 日。それから、佐賀地域の 8 校連合が 2 月 3 日から 2 月 5 日ということで、それでこの 3 月議会に備えておったものでございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。10 款。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、決算書 509 ページからの、財産に関する調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

その他、参考調書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 13 号の質疑を終わります。

次に、議案第 14 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 14 号の質疑を終わります。

次に、議案第 15 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 15 号の質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 16 号の質疑を終わります。

次に、議案第 17 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 17 号の質疑を終わります。

次に、議案第 18 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号、令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、令和 3 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

決算書の 505 ページにある委託料がありますが、自主放送 IWKTV サービス業務委託とありますが、このね、肝心なときに画面が映らんときが再々ありますわね。大雨のときは何か、よう分からんですよ、画面がこう流れたようになって映って、となり。

あるいは、2 日前のときやったかな、あれ何とも分からんのが、画面が字幕が出て動いてないけど、それも断りもなく中止いうか、画面が映らん。

あれねやっぱり、そりゃあ自然現象の何たるかは分かりませんがこれはどういうことで、1,800 万これ委託料払うちゅうけんど、どういうわけで映らんなっちゃうですか。それはかまんという契約になっちゃうです

か。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

ただ今の矢野議員のご質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、こちらの自主放送サービス委託業務はNPO 砂浜美術館の方に委託しておりまして、放送に関する全てのことをやっております。

2 日前の放送が止まったとおっしゃられたのは、夜間に停電が起こっておりました。その際に、IWK のチャンネル、11 チャンネルの方が放送がされていなかったという現象が確認されております。

すぐに職員の方を対応し、復旧することができましたが、やはりその間、数時間は放送が止まっておるといような現象になっております。

なるべくこういうことが起きないように、今後は改良等、機器の設備の改修等も行いながら実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これ有料放送やきね、特別の。やっぱりね、お宅に対しては明快なおわびなり何なり出すという、原因、知らず。そういうことはね、明快にやっていかないかん。有料やき、こいつは。それを通常の業務とおんなしような形で流されたら困る。

そうしないと、お客は増えませんよこれ。お金払うてでも見たいという人がどればあ増えるがいうことよ、このやり方で。100 パーセント加入、なっちょらんとするぜ、まだ。だからね、そこはサービス業務だからきちっとやっていかないかん。これ、ほかに競争する会社がおったら一番先に切られるぜ、こんなことしよったら。だからね、明快にやってもらわな。特に災害等があると困るき。そのときにどうするのかいうことを踏まえて、防災対策上困らんようにしちよかないかん。

それは今後、どういうふうにするつもりですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

ただ今のご質問にお答えします。

2 日前の停電により放送が途切れた事象につきましては、非常用電源等がうまく接続できていなかったものと思われます。

そちらの方の改修も現在するべく調査をしておりますので、こういうふうに放送が止まるということがないように、順次検討、改修の方もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 24 号の質疑を終わります。

次に、議案第 25 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次の、議案第 30 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

18 ページですけど、15 目かね、新型コロナウイルス感染症対策費としまして、補助交付金で新型コロナウイルス感染症対策土佐くろしお鉄道運行補助金と、751 万 7,000 円ついてますが。

これはコロナの関係でお客さんが減ってきた、収入が減ってきたということに対する補填（ほてん）といいますが補助といえますか、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じて、地方創生に資する事業を対象として創設されたものでございます。

このため、感染症拡大に伴う移動の自粛等の影響により、運輸収入がくろしお鉄道減少しており、厳しい経営状況の中で沿線住民の移動手段、また沿線地域への環境誘致に必要な修繕費に対しての補助事業に対して、交付金の目的に合致しているものとして、補正予算で計上させてもらってるものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表の質疑を終わります。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

6 ページ、7 ページ一緒ですけど、これは委託料として 1,204 万 7,000 円の、歳出としては減になっておりますよね。歳入歳出が減になっております。説明では、今年度発注ができなかったのようになったということでした。

これがなかったらですね、何か事業への影響というのはなかったのかどうかをお聞きします。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (村越 淳君)

ただ今の宮地議員のご質問にお答え致します。

こちらの事業は、各インターネットを契約いただいております各ご家庭にある ONU を交換する事業でございます。

これを交換する理由と致しましては、現在、約 1,000 個ほど T-ONU という旧型の速度の、これ以上光回線が

増速できない機器が入っております。そちらの方をD-ONUという新しい機器に交換し、インターネットの通信量、速度の方を上げるべく交換するものであります。

現在の黒潮町の光回線では、本年度実施しないことによる影響はございませんが、今後、光回線の増速等をする場合には影響がございますので、来年度、再度予算計上させていただいて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、令和4年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号、損害賠償の額を定め和解することについての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

本件については、残念ながら重大な事故となったわけでして、その前に、議員協議会の場において私が経過を、1回か2回ぐらい経過の話があったように思うんですが。

その後、時間がたっており中で報告がなかったので、どのようになってるか分からないので、その経過はどうなっていますかということを聞いたことがございますが、ちょっとね、裁判になるかも分からんき待つてくれという話があったもんでそのままにしておりましたが、今回ほら、経過報告なしにそのまま、こういう形の議案でございますので、ちょっと私はそのへん、経過をもうちょっと説明する必要があるんじゃないかなあと。

それから、ここにおける2割というて書いちゃうけど、その2割の根拠が。2割というのは、この間も頂いた資料の中の2割でございまして、議案書そのものには132万2,530円とありますが、この根拠が示されてないので、何で2割なのかという。そういった説明が不足しておるように思いますので、それはやっぱり今手持ちになれば、後の委員会の中でも正確に報告。まず報告して、それから議案というようにすべきであろうと思うんですが。

これ、どのようになっちよりますろうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の質疑にお答え致します。

まず、経過説明についてでございます。

過去ですね、2 回経過説明をしております。元年に、その事故が起こった直後の 9 月に、この事故の状況について説明。それから、令和 3 年 6 月の定例議会の議員全員協議会において、現状の経過の説明。この 2 回をして、今回の和解の説明ということになったところでございます。

その間、期間が 1 年 3 カ月あったわけで、本当にその点については、この経過の後、保険会社同士の中でこの損害賠償の関係を交渉していた期間でありまして、その間は全く進展が起こってなかったところでございます。そこで、説明をしてなかった。1 年 3 カ月、その経過を説明してなかったということについては申し訳ないと思いますけれども、進展がなかったというところで説明する事項もあまりなかったというところではございます。

それから、もう一つです。控訴の可能性ということについて言われています経過を説明して、その控訴があるかもしれないということでの説明があつて、その後の説明がなかったということについては、これについても町としましては保険会社、まして今回、相手方いますか加害者と、それから被害者との間で交渉されていたこともあります。その中では町は被害者的なところにもなりまして、その訴訟の関係のところについては全く立ち入っていないというところがありましたので、今回、訴状等も届いてなかったということもありましたので、その届かない間については、我々その分を知り得ることができなかったということもありましたので、経過として説明していないというところでございます。

最後に、その責任割合の根拠というところで説明させていただきますと、まず、保険のこの過失割合については、まず判例タイムズというのが、保険会社の中で通例として使われております。

この判例タイムズという、判例、実例誌というものについては、過去の裁判の判決をまとめて基準化した実務誌というものがあつて、それに基づいて保険会社の中で交渉、いわゆるもう専門的な知見を持って交渉をして、決定された数値が 80 対 20 ということになっております。根拠ということといいますと、こういうことになります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第 12 号から議案第 39 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管する常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 9 時 40 分